

2020年10月2日

埼玉県知事
大野元裕 殿

県保健医療部長
関本建二 殿

埼玉県保険医協会
理事長 大場敏明

次のインフルエンザの流行に備えた体制の整備と 体制確保支援補助金等に関する要望とお尋ね ～ 指定医療機関名の公表は、各医療機関の意向を個別に確認してください ～

拝啓 貴職の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策や公衆衛生への尽力に敬意を表します。

私どもは埼玉県内で開業する医師と歯科医師ら4200人の会員団体です。感染症の流行拡大に備えてインフルエンザウイルス感染症やCOVID-19の疑いのある県民が、速やかに検査等を受けられるようにするために、多くの医療機関が担当出来るような施策を推進することについて、本会も賛同いたしますとともに可能な協力については惜しまない意向です。

ところで 国から9月4日、9月15日に出されている「次のインフルエンザの流行に備えた体制」（以下、新医療体制）の整備や関連補助金の申請方法などは、膨大な新規の提案や周知事項が含まれております。国からの通達は県や地域に丸投げしているに等しいものと認識しておりますが、感染症の流行シーズンに備えるためには、貴職から医療機関に対して新医療体制に関する簡潔な呼びかけや周知を早急に行っていただくよう求めざるを得ません。

新医療体制の整備の目的は、県内に所在する全ての医療機関が内容を理解し、医療機関を受診した患者が主治医の判断により適切に検査や診療を受けられるようにすることと勘案いたします。よって貴職から医療機関に対して丁寧な説明と周知を行うことが感染拡大を防止する観点、医療体制の安定化のうえでも大変に重要であります。医師会に加入をしていない保険医療機関に対し説明や周知をすることも、感染拡大防止の意義に照らせば当然に必要です。

また、現在までに進めてきた「帰国者・接触者相談センター」や「帰国者・接触者外来」「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として認めた医療機関」などの体制（以下、現体制）と、新医療体制との兼ね合い等については、国からの通達では不明瞭な点も多く見受けられます。

貴職の方針が医療機関の実情を十分に鑑みて策定されることを期待し、以下のとおり要望いたしますとともに不明点についてお尋ねいたします。

貴職からの新医療体制の整備に関する周知事項や、回答につきましては、当方の会員にも広報、周知をしていく所存です。大変にご多忙中のところと承知しておりますが、ご回答賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【1. お尋ね】

(1) 新医療体制の機関の指定と補助金申請の観点から

国の要綱では補助金の申請期限は第1回目は10月12日、第2回目は10月30日になっています。

- ① 新医療体制に設けられる「診療・検査機関」の指定はどのような方途でいつから行われる予定ですか。
- ② 指定は集合契約方式のみでなく個別契約方式も可能ですか。
- ③ かかりつけ患者のみに対応する医療機関としての指定申請にも対応しますか。
- ④ 埼玉県庁下で従来「帰国者・接触者外来と同様の医療機関」として個別契約をしていた医療機関には貴職から直接案内がされていく予定がありますか。

- ⑤ 政令市等で個別契約をしてくれている医療機関にはどのように（貴職からか、政令市等からか）な案内がされていく予定ですか。

（２） 県民の相談窓口確保の観点から

新医療体制下において、県民が発熱等で相談をしていく窓口はどのようにになりますか。

国の通達では、新医療体制においては相談窓口は基本的に医療機関が担うことを求めつつ、「受診・相談センター」の設置も求めています。

（３） 現体制の継続性の観点から

① これまでに「帰国者・接触者外来と同様の機能を持つ医療機関」「帰国者・接触者外来」として貴職と契約をしてきた医療機関は、新医療体制が整備されている期間中でも同様の対応を続けてよろしいですか。

② また、10月以降も新たに「同様の機能を持つ医療機関」として委託契約を締結できますか。

国の通達では、新医療体制の期間中の現行体制についての詳記がありません。

【２．新医療体制の指定に関する要望】

（１） 国の通達どおりに医療機関名の非公表でも指定を

国の通達や要綱では新医療体制における「診療・検査機関」の指定にあたっては公表に応ずることは前提とされており、発熱外来診療体制確保支援補助金については「非公表を希望」する医療機関向け用の申請も認めています。

新医療体制における「診療・検査機関」の「指定」にあたり医療機関名の公表を要件としないでください。国の要綱に従い「非公表を希望」する指定申請については、非公表として指定してください。

（２） 県民からの相談機関の確保を

通院先が定まっていない患者、検査体制が整っていない医療機関に通院している患者のために各地域や県全域を網羅する相談機関を確保のうえ、相談機関から公表されている指定医療機関に紹介する方式としてください。

（３） 現体制の維持について

これまでに県民に定着してきた現体制の方式や、「帰国者・接触者相談センター」の役割は大変に大きいものです。インフルエンザ流行に備える新体制においても、「帰国者・接触者相談センター」の機能は維持・開設し続けてください。

（４） 医療機関に対する新医療体制に関する案内について

医師会に未加入の医療機関も含め、県内の全ての医療機関に対して新医療体制全体、現体制との関係性などに関する周知を貴職のホームページ掲載の方法にとどめずに丁寧に行ってください。併せて「診療・検査機関」に関し非公開方式の選択が可能であることなどについて丁寧に周知を行い、指定を希望する医療機関に対しては遅滞なく対応してください。

（５） 県民への周知方法

普段から受診している医療機関がある患者と、負担は医療機関に受診していない患者への対応について、わかりやすい相談・受診のフロー図を、県民に周知してください。

【３．現体制に関して】

（１） 検査に未対応の医療機関に向けて

新医療体制下、現体制下、いずれにおいても PCR 検査等を直接担当しない医療機関に対して、該当する患者を適切に紹介できるよう、「相談センター」や「発熱外来 PCR センター」の設置状況や利用方法については、貴職のホームページ掲載の方法にとどめずに丁寧に周知してください。

以上